

令和元年度

高宮町船佐財産区特別会計  
歳入歳出決算審査意見書

安芸高田市監査委員



令和元年度  
高宮町船佐財産区特別会計  
歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された令和元年度高宮町船佐財産区特別会計歳入歳出決算及び証書類その他政令で定められた書類の審査を終了したので、次のとおり意見を付します。

令和2年10月5日

安芸高田市監査委員 木原 張 登

安芸高田市監査委員 石飛 慶 久

安芸高田市長 石丸 伸 二 様



# 目 次

## 令和元年度高宮町船佐財産区特別会計歳入歳出決算審査意見書

第 1 審査の概要	1
1 審査の対象	1
2 審査の期間	1
3 審査の場所	1
4 審査の手続	1
第 2 審査の結果	1
1 決算収支の状況	1
2 予算執行の状況	2
(1) 歳入の状況	2
(2) 歳出の状況	3
3 財産に関する調書	4
(1) 公有財産	4
(2) 基金	4
4 むすび	4

### (注)

1 文中及び表中の比率 (%) は、原則として小数第 2 位を四捨五入した。したがって、表中の構成比の合計が 100.0 にならない場合がある。

2 表中の符号の用法は次のとおりである。

「△」：負数      「－」：算出不能又は該当なし      「\」：算出せず  
「皆増」「皆減」：比率の対象数値が「0」のもの



## 第1 審査の概要

### 1 審査の対象

- (1) 令和元年度高宮町船佐財産区特別会計歳入歳出決算
- (2) 令和元年度高宮町船佐財産区特別会計歳入歳出決算に付属する書類  
証書類  
歳入歳出決算事項別明細書  
実質収支に関する調書  
財産に関する調書

### 2 審査の期間

令和2年8月21日から令和2年9月29日まで

### 3 審査の場所

安芸高田市役所第一庁舎監査委員事務局

### 4 審査の手続

審査に付された歳入歳出決算書及び歳入歳出決算に付属する書類について、関係法令に準拠して作成されているかを確認し、計数の正確性を検証するとともに、例月現金出納検査の結果等を踏まえ、関係職員の説明を求めるなどにより実施した。

## 第2 審査の結果

歳入歳出決算書及び歳入歳出決算に付属する書類は、それぞれ関係法令に準拠して適正に作成されており、証書類と照合審査の結果、その計数は正確であることを認めた。

また、予算の執行については、おおむね適正であると認めた。

なお、決算収支の状況、予算執行の状況、財産に関する調書等の審査結果の詳細は以下のとおりである。

### 1 決算収支の状況

当年度の決算収支の状況は、第1表のとおりである。歳入は増減はなく2千円で、歳出はない。形式収支は2千円で、翌年度へ繰越すべき財源はなく、実質収支が2千円の黒字、さらにこれから前年度の実質収支2千円を差し引いた単年度収支は、0千円となっている。

第1表 決算収支の状況

(単位：千円、%)

区 分	元年度	30年度	増減額	増減率
歳 入 (A)	2	2	0	0.0
歳 出 (B)	0	0	0	—
形式収支 (A)－(B) (C)	2	2	0	0.0
翌年度へ繰越すべき財源 (D)	0	0	0	—
実質収支 (C)－(D) (E)	2	2	0	0.0
単年度収支 (E-前年度のE)	0	0	0	

## 2 予算執行の状況

## (1) 歳入の状況

当年度の歳入の状況は、第2表のとおりである。収入済額は1,941円で、予算現額に対する収入率は24.3%、調定額に対する収入率は100.0%となっている。不納欠損額及び収入未済額は、生じていない。

第2表 歳入の状況

(単位：円、%)

区 分	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	不 納 欠損額	収 入 未済額	収入率	
						対予算 (C/A)	対調定 (C/B)
1 財産収入	3,000	0	0	0	0	0.0	—
2 寄附金	1,000	0	0	0	0	0.0	—
3 繰越金	1,000	1,941	1,941	0	0	194.1	100.0
4 諸収入	3,000	0	0	0	0	0.0	—
歳入合計	8,000	1,941	1,941	0	0	24.3	100.0

歳入の比較は、第3表のとおりである。歳入合計は前年度に比べ増減はなく、構成は、繰越金が100.0%である。



第3表 歳入の比較

(単位：円、%)

区 分	元年度		30年度		増減額	増減率
		構成比		構成比		
1 財産収入	0	0.0	0	0.0	0	—
2 寄附金	0	0.0	0	0.0	0	—
3 繰越金	1,941	100.0	1,941	100.0	0	0.0
4 諸収入	0	0.0	0	0.0	0	—
歳入合計	1,941	100.0	1,941	100.0	0	0.0

## (2) 歳出の状況

当年度の歳出の状況は、第4表のとおりである。支出済額、翌年度繰越額ともになく、不用額は8,000円となっている。

第4表 歳出の状況

(単位：円、%)

区 分	予算現額 (A)	支出済額 (B)	翌年度繰越額 (C)	不用額 (A-B-C)	執行率 (B/A)
1 議会費	2,000	0	0	2,000	0.0
2 総務費	2,000	0	0	2,000	0.0
4 予備費	4,000	0	0	4,000	0.0
歳出合計	8,000	0	0	8,000	0.0

歳出の比較は、第5表のとおりである。前年度に続き、支出はない。

第5表 歳出の比較

(単位：円、%)

区 分	元年度		30年度		増減額	増減率
		構成比		構成比		
1 議会費	0	0.0	0	0.0	0	—
2 総務費	0	0.0	0	0.0	0	—
3 予備費	0	0.0	0	0.0	0	—
歳出合計	0	0.0	0	0.0	0	—

### 3 財産に関する調書

財産の当年度における異動及び当年度末現在高の状況は、第6表のとおりである。

#### (1) 公有財産（行政財産）

##### ア 土地・建物

当年度中の増減はなく、土地・建物はない。

##### イ 山林

当年度中の増減はなく、当年度末の現在高は 257,584.00 m<sup>2</sup>となっている。

##### ウ 有価証券

当年度中の増減はなく、有価証券はない。

##### エ 出資による権利

当年度中の増減はなく、安芸北森林組合の1件で、9千円となっている。

#### (2) 基金

当年度中の増減はなく、基金はない。

第6表 財産の増減状況

区 分		単位	30年度末現在高	元年度中増減高	元年度末現在高
公有財産	土地・建物	m <sup>2</sup>	0.00	0.00	0.00
	山林	m <sup>2</sup>	257,584.00	0.00	257,584.00
	有 価 証 券	千円	0	0	0
	出資による権利	千円	9	0	9
基 金		千円	0	0	0

### 4 むすび

財産区とは、市町村合併の推進のため、旧町村が有していた山林原野等の財産を所有する権限を与えられた特別地方公共団体である。

したがって、その財産の管理処分については、その住民の福祉を増進するなど、地方自治法第296条の5に規定する財産区運営の基本原則に今後とも十分配慮するとともに、引き続き適切な管理運営に努める必要がある。

戦後の復興のためにとられた拡大造林政策は、木材輸入の自由化とともに林業経営の悪化を招き、現在では林業全体に膨大な人工林と負債を残している。しかし、伐採と育成を繰り返す林業運営は、外材に頼らない国産材の活用推進には欠かせないシステムである。

当財産区においては、管理経費の節減に努めながら山林の保護、維持整備に努力されており、財務面においても正確かつ堅実な運営を行っている。今後も環境保全のため、森林という財産の育成に努めていただくことを期待するものである。